

東京学芸大学学則（抄）

平成 16 年 3 月 18 日

学 則 第 2 号

最終改正（施行）平 28 学則 1（28. 4. 1）

第 1 章 総則

第 1 節 目的

（目的）

第 1 条 東京学芸大学（以下「本学」という。）は、人権を尊重し、すべての人々が共生する社会の建設と世界平和の実現に寄与するため、豊かな人間性と科学的精神に立脚した学芸諸般の教育研究活動を通して、高い知識と教養を備えた創造力・実践力に富む有為の教育者を養成することを目的とする。

第 2 節 点検評価

（点検評価）

第 2 条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する規程は、別に定める。

第 3 節 教育研究活動状況の公表

（教育研究活動状況の公表）

第 3 条 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、本学における教育研究活動の状況を公表するものとする。